２０１４年７月２３日

千葉県支部『地域のまちづくり』への取り組みについて（案）

1. 第1回まちづくり委員会での確認事項
2. 当面は、東日本大震災（2011年3月11日に発生）において被災した自治体に対する既存組織（ボランティア、ＮＰＯ等）の震災復興活動に対し、労働組合の最大の強みである人的支援を通した参加・参画を行なっていく（最終的には、地域とのつながり・継続性を重視した独自のまちづくり活動に進めていく）。
3. 具体的な対応として、3つの地域協議会にて、まちづくりへの取り組みに向けた具体的な調査・ヒヤリングを行ない、協力できる内容の検討を進めることとなった（該当地域協議会と該当自治体は以下の通り）。
4. 中央・上総地域協議会・・・千葉市
5. 総武地域協議会・・・浦安市
6. 北総地域協議会・・・旭市、香取市
7. 第2回まちづくり委員会での確認事項
8. 中央・上総地域（該当自治体：千葉市）及び総武地域（該当自治体：浦安市）の各協議会の結論は、「震災発生から相当程度時間が経ち、同様な趣旨（震災復興計画という）で活動している団体（ボランティアやＮＰＯ）は既に無く、地域内での活動は難しい」ため、他の地域協議会での活動に参加・協力していきたいとの結論に至った。　また、北総地域協議会（旭市での支援内容：防災林の植栽（樹）・下草狩り、香取市での支援内容：まちおこし）については、引き続き検討の余地が残っているため、更に調査を進めることとした。
9. 具体的な対応として、今後北総地域協議会の継続的な調査検討を行うが、県支部事務局としては支部全体で取り組む内容として、県の取り組みである“里山活動”についても調査・検討の対象とし、7月の第6回運営評議会までには報告・提案できるよう取り組むこととなった。
10. 第2回まちづくり委員会を受けた調査・検討報告
11. 旭市の「海岸防災（保安）林の植栽（樹）・下刈」について
12. 現状、県有林と市有林の2分類がある。
13. 県有林では「法人の森事業」がある。**〔担当：千葉県農林水産部北部林業事務所〕**
    1. 団体単位の活動となる。係る経費は団体の負担となり、「申込書・活動計画書」を提出、内容によっては許可されない場合もある。
    2. 県と協定を締結（1年単位で5年が上限、更新あり）し、活動がスタートとなる。
    3. 対象とする森林は、県が活動を行うに適当と認めた県有地となる。
    4. 活動する森林（県有地）に団体の名称等を冠することができる。
    5. 活動内容は、植栽（林）、下（草）刈、間伐等の森林整備を中心に、ゴミ清掃等の環境整備や体験学習、自然観察などの森林環境教育もできる。
    6. 活動が円滑に行われるように県が指導や助言を行う。
    7. 鎌や鍬等の道具は、希望すれば貸出もある。
    8. CO2吸収量認証制度（知事の認定書交付と公表）の対象となる。
    9. 2012年度末現在、19法人24ヵ所にて活動中、活動内容は主に植栽・下刈が中心（他に間伐、除伐、環境教育等）活動期間は2～12年、面積は0.12～8.10ha
14. 市有林としては、旭市が2014年7月に検討委員会を設置、盛土工法や樹種を選定し、平成27年3月に試験植樹を予定している。**〔窓口：旭市企画政策課〕**
15. 本格的に植樹をするのは平成28年3月以降とのこと。
16. これとは別に、千葉県青少年協会の主催（旭市後援）で、平成26年10月25日に保安林の植栽（九十九里海岸2,000本植樹祭）を行う予定がある（9月より参加者募集）。

　　　　《参考》九十九里地区の海岸保安林の面積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町村名 | 県有保安林  面積（ha） | 県有以外の保  安林面積（ha） |
| 旭市 | 48.3 | 37.7 |
| 匝瑳市 | 101.3 | 24.7 |
| 横芝光町 | 88.0 | 10.1 |
| 山武市 | 145.1 | 5.8 |
| 九十九里町 | 7.1 | 6.5 |
| 大網白里町 | 2.4 | 0.0 |
| 白子町 | 85.2 | 0.5 |
| 長生村 | 37.4 | 1.6 |
| 一宮町 | 126.0 | 11.9 |
| 計 | 640.8 | 98.8 |

1. 香取市の「地域振興」への参加について

　　　　　現在、香取市とりわけ佐原地区の振興に取り組んでいる行政、観光協会、NPOとの

連携を模索している内容から、来年度中には絞り込みを行ない、参加していきます。

1. 県の「里山活動（協定）」について**〔ＮＰＯ法人　ちば里山センター〕**
2. 農業の担い手の減少や高齢化など社会的経済的な諸事情により管理放棄され荒廃した里山（民有地）について、ボランティアによる整備を行なう活動である。
3. 2通りの取り組みがある。
4. 「里山情報バンク」から希望する候補地を見つけて自らが里山活動団体として活動するもの。
5. ＮＰＯ法人 ちば里山センターが実施する「里山サポートシッププログラム（具体化のプログラムやサポートの提供）」を利用して、各地域の里山活動団体との協働等に取り組むものがある。
6. 認定を受けた植栽（林）、間伐等の里山活動は、CO2吸収量認定制度の対象となる。
7. 活動のレベルアップに必要な技術講習会の開催、怪我などの事故防止に配慮した安全講習会などの開催がある。
8. ちば里山センターによる取り組みのサポート
9. 里山保全や森林の整備をCSRや社員研修として取り組む。
10. 森林整備により県のCO2吸収量認証を取得する。
11. 里山活動に関する合同セミナーや現地研修に参加する。
12. 優良な里山団体との協働や支援により里山活動に取り組む。
13. 県支部としての取り組み（案）について
14. 旭市の「海岸防災（保安）林の植栽・下刈」の取り組みを行なう。
15. 当面の行動として、2014年10月25日に旭市で行われる、千葉県青少年協会主催の保安林の植栽（九十九里海岸2,000本植樹祭）に参加する。
16. 海岸市有防災（保安）林の植栽は、2016年3月以降の本格的な植樹（2015年3月の試験植樹が有り）まで予定はないため、県の制度である「法人の森事業」に参加し、海岸県有防災（保安）林への植栽・下刈活動に取り組むものとする。
17. 香取市の地域振興策への参加をしていく。
18. 取り組みは、県支部全体で取り組みものとする。

以上